

# 発達障害の理解と支援のために

1. 医療の視点から
2. ご家族に向けて
3. 周囲の方の理解のために



彩の国 埼玉県



埼玉県のマスコット  
コバトン



---

## はじめに

平成17年4月1日に発達障害者支援法が施行されました。この法律では、発達障害者に対する支援を行うことについて、国、地方公共団体の責務のほか、国民の責務として「国民は、発達障害者の福祉について理解を深めるとともに、社会連帯の理念に基づき、発達障害者が社会経済活動に参加しようとする努力に対し、協力するよう努めなければならない。」とうたわれています。

一般的に、発達障害を説明することは難しく、周囲の方は理解しにくい（誤解を招きやすい）といえるかもしれません。発達障害のあるご本人でさえ、障害であることに気づかず、自信をなくしている人も多くいます。

この小冊子は、「発達障害とはどのような障害か」、「発達障害者の周囲の方（家族、学校、職場など）はどのようなサポートをしたらよいのか」を簡単にまとめたものです。

発達障害についての理解や発達障害者支援の一助になれば幸いです。

平成20年3月

# 目次

はじめに

〈ページ〉

1. 発達障害とは ..... 4

～医療の視点から～

2. 親から子へのまなざし ..... 12

～ご家族に向けて～



〈ページ〉

3. 周囲の方の理解のために ……	18
1) 幼児期の子どもたち ……	18
2) 学齢期の子どもたち ……	23
3) 成人期の支援 ……	29
4. 関係機関等一覧 ……	36

---

## 1. 発達障害とは

この章では、医療の視点から発達障害とはどのような障害かについて書かれています。

### ○はじめに



「発達障害」が問題になってきたのは、その背景に「どのような子どもでも人間として尊重されるべき」とする考えがあります。そして、子どもについての研究の進歩にともない、発達期に生じて脳機能に由来する特有な心と行動の障害があることが分かってきたことに関連します。そして、心と行動の障害を持った子どもたちに対して、障害の特性を考慮した適切でかつ総合的な働きかけを早期から行うことにより、子どもたちの人生をより有意義なものに変えることができるという経験の積み重ねがあります。



---

## ○診断と予後

発達障害は人生の早い時期に社会的諸関係のなかで現れ、その原因は脳機能障害にあります。障害の現れ方は様々であり、行動の問題や知能・認知の機能の遅れや不均衡あるいは運動のぎこちなさなどの領域で現れます。

発達障害の全般的な特徴として、多くの場合は、幼児期から学童期にかけて障害が認められ、診断がつけられます。診断は尿、血液あるいはMRI\*などの医学的検査ではつけることはできず、入念な発達歴の聴取、行動の観察、知能・認知などの検査により診断されます。

発達障害の症状は何らかの形でほぼ一生続きますが、適応的な方向に向かって変化していきます。そして、良い適応を獲得し一般の人と変わらない生活をしている人もいます。しかし、障害の発見の遅さや症状の強さ、適切な支援体制がないことや不適切な働きかけ、さらには思春期以降に併発してくる精神医学的障害などにより、適応が大きく障害を受けることがあります。

\*磁場と電波を用いて体内などの画像を撮影する装置。

または、それを用いる検査。

---

## ○発達障害の範囲

発達障害者支援法が施行されたことにより、発達障害には、日本においては従来から法的に整備されている知的障害（精神遅滞）、身体障害（肢体不自由など）に加えて、行動の問題として現れる小児自閉症[自閉症]やアスペルガー症候群で代表される広汎性発達障害（自閉症圏障害）、注意欠陥多動性障害（ADHD）、知能・認知の問題として現れる学習障害（LD）及び運動の問題として現れる発達性協調運動障害やトゥレット症候群などが含まれることとなります。多くの場合、脳機能障害に由来する情緒の問題を、程度の差はあれ、持っているので注意をする必要があります。

（※表1、主な発達障害の分類を参照）





表1 主な発達障害の分類

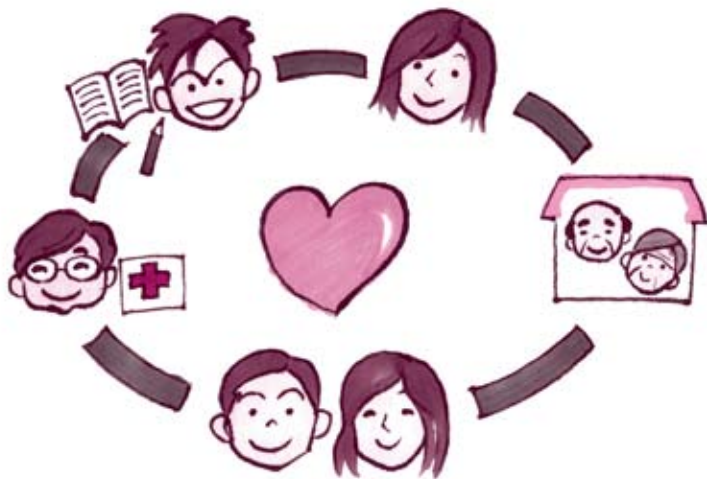
広汎性 発達障害 PDD	自閉症 (知的発達の遅れのない場合に「高機能自閉症」とも言う。)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 社会性の質的障害 他者と交流がうまくいかない。</li> <li>・ コミュニケーションの質的障害 表現方法や言葉の理解の仕方が不自然、表情やジェスチャーを読むことが苦手、ごっこ遊びが苦手である。</li> <li>・ 活動の限局化、こだわり 活動や物事への関心が狭く、強く向く。</li> </ul>
	アスペルガー症候群	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自閉症と同様の特徴があるが、知的発達の遅れや、言語獲得の著しい遅れが見られない</li> </ul>
	その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 非定型自閉症、小児期崩壊性障害、レット症候群</li> </ul>
多動性障害 (注意欠陥多動性障害) ADHD		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 著しい「不注意」「多動・衝動性」の行動が発達の早期に発現し、6か月以上持続し、複数の場所で見られる。</li> </ul>
学習障害 LD		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「読む」「書く」「計算する」ことが困難である。教育においては「聞く」「話す」「推論する」などを含めた学習の領域の一部に、年齢・知能に見合わないほどの苦手な部分を持つ。</li> </ul>
その他の発達障害		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 発達性協調運動障害、トゥレット症候群など</li> </ul>

※医学の概念上示される「広汎性発達障害」とほぼ同じ意味として、「自閉症圏障害」「自閉症スペクトラム」が使われることがあります。

---

## ○長期にわたる支援が必要

発達障害に対しては、早期診断と長期にわたる一貫した対応が良い効果を上げます。また、医療、教育、福祉、就労などに関連する多職種で構成された専門家のチームワークと連携が必要となります。支援の方法は、年齢と認知発達の段階により変わります。家族に対する支援と本人に対する支援とがまず重要です。年齢とともに、学校に入学する、就労するなど、社会的関わりが広がっていくので、それに応じた関わりや環境の調整などの支援が必要となります。



---

## ○軽度発達障害と高機能発達障害

最近では、軽度発達障害という言葉がよく使われますが、これらの障害を持つ人の症状や社会適応や支援の程度は一人ひとり異なり、必ずしも軽度ではありません。

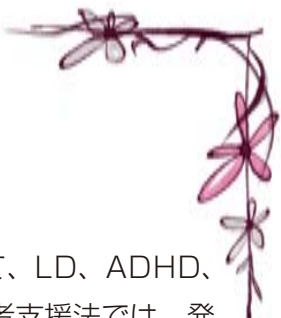
また、軽度発達障害は、知的に遅れを持たない発達障害である高機能発達障害とほぼ同意語として使われています。診断名だけで軽度発達障害あるいは高機能発達障害に含まれるか否かを判断することは必ずしも適切ではありません。



---



## ○障害名の整理



特別支援教育では、新たな対象として、LD、ADHD、高機能自閉症をあげています。発達障害者支援法では、発達障害とは、自閉症、アスペルガー症候群とその他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害に加えて、脳機能障害により発達期に生ずるその他の障害を呼ぶとしています。両方で用語に不統一がありますが、発達障害のうちで、今までに対策が不十分であったり、注目されなかったものに対して支援をしようとするのを、基本的に意図しています。また、中心となる障害は同じです。それを整理した対照表（表2）を参照してください。



表2 診断名の対照表

発達障害者支援法の対象 (高機能かどうかを問わない。)	特別支援教育の新たな対象 (高機能)
広汎性発達障害 ・自閉症 ・アスペルガー症候群 ・その他の広汎性発達障害	高機能広汎性発達障害 ・高機能自閉症 ・アスペルガー症候群 ・その他の高機能広汎性発達障害
注意欠陥多動性障害	ADHD(注意欠陥多動性障害)
学習障害	LD(学習障害)
その他の発達障害 ・例えば、トゥレット症候群	
診断はICD-10* に準拠	診断は折衷的、文部科学省独自の定義もある。

\* 世界保健機関の設定した国際疾病分類の第10版。

---

## 2. 親から子へのまなざし

この章は、様々な不安をもっているお母さんやお父さん、ご家族に向けて書かれています。

※発達障害の種類（P7の表1）や個人の具体的症状によって、ここでの記述内容が必ずしも当てはまらない場合があります。

### 1) 親の見守りと支援が わが子のステップを促す幼児期

子ども一人ひとりが自分でできるやり方で、環境に適応する努力をして、次の成長のステップをうかがっています。子どもたちの環境への働きかけを大いに認め、叱る前に親が「なぜ」「どうして」を考える努力をしましょう。叱るよりも、「なぜ」「どうして」について「こうしてみたらどうだろう」と親が子に教える態度を持ちましょう。



---

## 2) 「できないところをうまく手伝う」 の小学校の低学年まで

子どもへの期待を少し我慢し、子どものがんばりを認め、子どもの心を傷つけない配慮をしましょう。厳しく鍛えるよりも、できないところをうまく手伝うことが、親への信頼と、子の次のステップを約束します。



---

### 3) 我慢を求める小学校高学年から 中学校1・2年（前思春期）

子どもたちが自分の能力を超えて頑張り過ぎないようにとめてあげることが親にできる役割です。子どもたちの努力や哀しみを肌で感じ取り、暴走を止められるのは、小さいときから一生懸命子育てしてきた親だけです。やっても無駄だという自信喪失を、親が子にさせないようにしましょう。





---

#### 4) プライバシーを持つことの 大切さを教える思春期

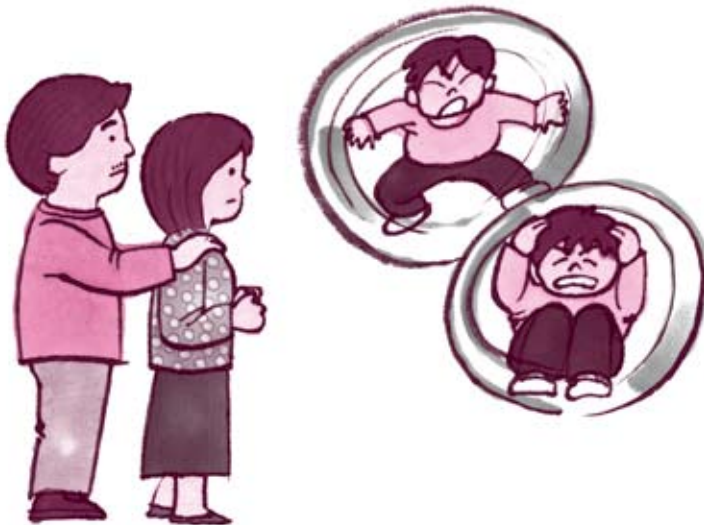
プライバシーを持つことは大人への第一歩。子どもへの過度の干渉はやめて、子どものプライバシーを守る態度を親が持ちましょう。必要な時には周囲の方に相談をしてみましょう。



---

## 5) 情緒の混乱を防ぐ努力が大切な思春期

子どもから大人への過渡期の思春期は、精神的にとっても不安定になります。ちょっとした子どもの気分の変化にいつも目を配りましょう。気分の変化が激しすぎると思ったときには、相談機関や医療機関に一度相談しましょう。親の手早い対応が子どものひどい情緒的混乱を防ぎます。



---

## 6) 子どもの特性に合った社会で 生き抜く力をつける成人期

ひとり立ちに必要な支援のあり方は一人ひとり違い、まったく支援を必要としない人から、かなりの量の支援が必要な人がいるという現実をよく理解することが大切です。

子どもの特性と能力に合った地域生活実現のために、地域にある資源（国・県・市町村の関係機関、医療機関等）を親が子どもとともに積極的に利用しましょう。



---

## 3. 周囲の方の理解のために

この章では、子どもや家族の周囲にいる人たちが気になることの幾つかを取り上げています。

※発達障害の種類（P7の表1）や個人の具体的症状によって、ここでの記述内容が必ずしも当てはまらない場合があります。

### 1) 幼児期の子どもたち

幼児期の子どもたちは、多くの時間を家族に守られて過ごしています。子どものことを理解しながら、ご家族への思いやりも大切にしましょう。

#### ①よく動く子どもたち

子どもたちの中には、周りの大人の指示や期待に応えることができずに、自然に体が動いてしまう子どもがいます。子どもは年齢と共に落ち着いていくことはよく知られています。しつけがしにくい子には無理をせず、しつけを急がないようにします。大人は体を使って一緒に体操や運動をすることも組み入れながら接していきましょう。

---

## ②一人で遊ぶことが大好きな子ども

「何でみんなと一緒に遊ばないのだろう?」と思う子どもを見かけることがあります。子どもはそれぞれ楽しめる遊びや遊び方を持っています。ときどき皆との遊びに誘ってみることも大切ですが、行動を見守り、一人で遊ぶ時間も大切にしていあげること子どもを安心させます。



---

### ③自分で食べる物を決めている子ども

子どもたちのなかには、特定のものにししか関心が持てず、同じものを繰り返し食べたがる子どもがいます。「こんな食べ方でよいのか」と心配になることがありますが、多くの場合、成長や発達の経過のなかで、食べられる物が自然に増えていきます。むりに食べさせるようなことはせず、ときどき、調理方法を工夫するなどして、子どもと楽しく食事ができる時間を過ごしたいものです。



---

#### ④おもちゃに夢中になる子ども

遊びたいおもちゃがあると、お友だちが持っていることが分かっていても、そのおもちゃに夢中になるときがあります。子どもたち同士で解決できることが理想ですが、トラブルが大きくなりそうな時は大人が子どもたちの間に入って、子どもたちが安定した関係を作れるように応援しましょう。



---

## ⑤安心できる情報の提供

幼い子どもを持つ親は、さまざまな心配を抱えているものです。家族に支援機関などの情報を提供するときは、家族が不安な気持ちにならないように、子どもの発達や性格、時期に合わせて、慎重に伝えましょう。

## ⑥家族と寄り添う子育てとは

子どもを大切に思い、毎日頑張っている家族は、時として気持ちのバランスが保てなくなることがあります。家族だけでがんばり過ぎないように、家族の休息を考えたり、心配や不安にも寄り添いたいものです。

市町村の窓口にご相談し、福祉事業を上手く活用しましょう。



---

## 2) 学齢期の子どもたち

小学校へ入学したころの子どもたちは、大きな期待と不安で一杯です。子どもたちなりに、友だち作りや勉強を頑張り、親や先生の期待に応えようとします。そして段々と自分探しをしながら成長していきます。

各学校には、特別な支援を必要とする子どもについて、校内の支援体制作りをしたり、保護者からの相談に応じたりする「特別支援教育コーディネーター」がいます。困った時には相談をしてみましょう。

### ①自分なりの決まりごとがあるとき

子どもは場面に適応しようとするときに、自分なりのやり方を工夫します。

ちょっと気になる行動があっても、「どうしてなんだろう」、「これは受け入れてもいいのかな」という共感的な気持ちは、子どもの安心感を得ることができます。

---

## ②行事や活動への参加

子どもには、本当はみんなと一緒にいたいんだけど、行事や活動にうまくのれないことがあります。こんなときは無理に合わせようとせず、本人にできる活動を見つけてみましょう。事前のリハーサルを行ってみることも方法ですが、子どもの状態によっては、他の活動で過ごすことも考えてみましょう。



---

### ③「分かってほしいな」と願うこと

子どもたちは、ときどき大人の期待していることと違う行動を取ってしまうことがあります。そんな時は「どうしてかな」という気持ちを持って、落ち着いた態度で受け応えをしてあげると子どもたちは安心します。困っていたり緊張が強い時は、無理をせず場所や活動を変えて気持ちが落ち着くのを待ちましょう。

---

#### ④自信を持って生活することを応援する

子どもたちの苦手なことは、うまくいくように大人がちょっと工夫してあげることも必要です。活動のヒントを提供することや、計画することをお手伝いすることでうまくいくときがあります。時には苦手なことを無理強いしない、周りの大人の気配りも必要になります。学習や遊びの中で、子どもの気持ちを大切にしながら、できることを増やしていきましょう。



---

## ⑤見えない力を伸ばそう（前思春期）

少しずつ体力や考える力がついてきて、その子らしさが見えてくる時期です。でもまだ大人の力をたくさん必要としています。やる気を大切に、苦手さは助けながら、子どもの前向きな気持ちを応援しましょう。

## ⑥頑張ることと不安な気持ち（思春期）

子どもたちに自信がでてきて活動の安定が見られる時期です。熱中できる活動を探すことを手伝い、頑張る気持ちを応援しましょう。

一方で、精一杯頑張る過ぎるので気持ちの変化も起きやすく、ちょっとしたことで不安な気持ちになったり、一部の人には急激な落ち込みが見られたりもする時期でもあります。もし活動にのれなくなってしまったときでも本人は「頑張っている」ことを考え、専門家と相談しながら、時間をかけて支えていきましょう。

---

## ⑦希望と不安の旅立ちを迎える成人期への準備 (思春期後期)

学齢期から成人への変化はイメージがしにくいものです。そして大人になると、周囲からも、仕事や活動への責任や、自己の判断で行動することを強く期待されます。大人への大きな変化を迎える前に、「働くこと」はどのようなことなのかということ、経験し分かっていると安心できることがあります。できれば関係機関などと協力し「働くこと」の経験の機会を探りましょう。

学校や家庭でのお手伝いの経験はとても役に立つものですので、年齢や状態に応じてできる範囲で取り組みましょう。



---

### 3) 成人期の支援

大人になると働くことをはじめ、自立に向け周囲の期待が広がります。本人も期待に応えようと努力します。

#### ①働くことを支援する

初めての職場では、仕事や会社の習慣、人間関係などいろいろなことを学ばなければなりません。人によっては過剰な緊張に悩まされます。仕事を始めるときには、つまずいていることの順番を整理したり、休憩場所などの細かな職場生活ルールを確認し、安心して働けるようにしましょう。

困ったときには、障害者職業センターや障害者就業・生活支援センター、市町村障害者就労支援センター、公共職業安定所（ハローワーク）、障害者雇用サポートセンターに支援者がいますのでお問い合わせください。

---

## ②働く仲間として

長く職場で働いていると仕事の変化や人間関係などに困難さを感じる場合があります。一緒に働く仲間たちからのアドバイスがあることで、安心して仕事に取り組むことができます。指示をメモに書き取ったり、印をつけるなど、ちょっとした工夫が分かりやすさとなり、大きな自信や安定した職場生活につながります。





---

### ③生活の充実感と身近な仲間づくり

好きな音楽や運動などの活動があると、生活に充実感が生まれてきます。最近は、サークル活動を通じて、地域の方との交流も増えてきました。その人の興味や関心に合わせて、地域で開催されているイベントを探してみるのもよいでしょう。



---

#### ④夢中になれることの素晴らしさ

熱心に何かに集中できることがあることほど嬉しいことはありません。仕事でも、生活の場面でもかまいません。その人が夢中になって取り組めることを一緒に探してみましよう。



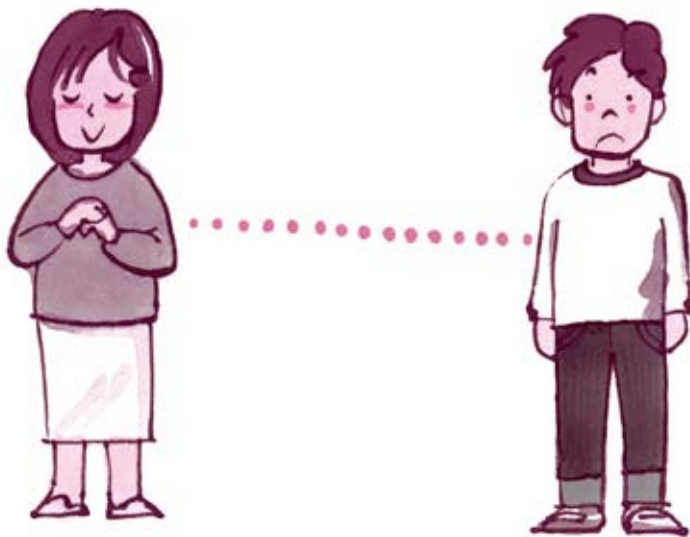
---

## ⑤異性を好きになる、関心を持つこと

どの人でも、ある年齢に達すると異性を好きになったり、関心を持つことは自然です。それは活動や仕事において心の支えとなることもあるでしょう。

配慮することとして、思春期以降の生活場面では、個人の空間を用意し、プライバシーを守ってあげることが大切です。

「お付き合いをしたいな」という希望には、お互いをよく理解した上で相談に乗り、方法を教えてあげることが必要なときもあります。



---

## 4) 迷子や災害時など

### ①困っている子どもを見つけたら

一人で泣き叫んでいたり、困っている様子が見られる子どもを見つけたときは気にかけてあげたいものです。

中には、迷子になっていることに気づかない子どももいます。

ご家族が困っている様子であれば、お手伝いできることがあるか尋ねていただいてもよいでしょう。



---

## ②万一のときのために

発達障害のある方の中にはサポートブックやサポートカードをお持ちの方がいます。迷子や災害などの緊急時には、これらに書かれた情報をもとに対応していただくと、本人も安心します。

サポートブック……氏名、連絡先、対応方法などが書かれたもの

サポートカード……氏名、連絡先など最低限の情報が書かれたもの

※これらは、親の会や支援団体の一部で取り組まれています。情報については、47ページの親の会などや地域の親の会、支援団体にお尋ねください。



(平成20年4月1日現在)

## 関係機関一覧

### □児童相談所

名称	所在地	TEL
中央児童相談所	上尾市上尾村1242-1	048-775-4152
南児童相談所	さいたま市浦和区元町2-30-20	048-885-4152
川越児童相談所	川越市宮元町33-1	049-223-4152
所沢児童相談所	所沢市並木1-9-2	04-2992-4152
熊谷児童相談所	熊谷市箱田5-12-1	048-521-4152
越谷児童相談所	越谷市恩間402-1	048-975-4152
さいたま市児童相談所	さいたま市中央区下落合5-6-11 中央区役所別館1階	048-840-6107

□埼玉県総合リハビリテーションセンター 知的障害担当  
上尾市西貝塚148-1 TEL 048-781-2222

□埼玉県立精神保健福祉センター  
伊奈町小室818-2 TEL 048-723-1111

※さいたま市以外の県域で概ね15才以上の方。

電話相談は 048-723-1447「埼玉こころの電話」へ。

□さいたま市こころの健康センター

さいたま市中央区本町東4-4-3 TEL 048-851-5665

※電話相談は 048-851-5771「さいたま市こころの電話」へ。

- 
- 埼玉県立小児医療センター  
さいたま市岩槻区馬込2100 TEL 048-758-1811  
※紹介制の医療機関です。
  - 埼玉県立精神医療センター  
伊奈町小室818-2 TEL 048-723-1111  
※紹介制の医療機関です。
  - 埼玉県発達障害者支援センター「まほろば」  
川越市大字平塚新田字東河原201-2 TEL 049-239-3553
  - 埼玉県立総合教育センター  
さいたま市緑区三室1305 TEL 048-874-3400  
※教育相談機関です。原則として来所いただきます。
  - 埼玉県警察少年サポートセンター  
さいたま市南区沼影1-10-1 ラムザタワー3階  
TEL 048-865-4152

### 地域の関係機関

- 各市町村役場
  - 各区役所支援課（さいたま市）
  - 各市町村保健センター
  - 各区役所保健センター（さいたま市）
  - 各市町村教育委員会
-

□障害者相談支援事業者

名 称	所在地	TEL
障害者生活支援センター わかゆり	川口市赤井1227	048-284-7122
川口市青木障害者 地域生活支援センター	川口市青木3-3-1	048-259-0230
相談支援事業 川口市障害者地域生活 支援センターしらゆりの家	川口市柳崎 1-13-29	048-261-1023
川口・鳩ヶ谷障害者 生活支援センターみぬま	川口市木曾呂1374	048-290-7371
精神障害者地域生活支援 センター ハートフル川口	川口市西川口 6-17-46	048-256-1117
精神障害者 地域生活支援センター グリーンハウス	川口市 安行慈林996-1	048-286-4112
生活相談支援センター しゃろーむ	鴻巣市鎌塚40-1	048-547-2099
生活支援センター夢の実	鴻巣市本町5-2-41	048-543-7321
障害者生活支援センター あらぐさ	上尾市地頭方438-6	048-726-5862
障害者生活支援センター あげお	上尾市平塚820	048-771-0576
障害者生活支援センター 「杜の家」	上尾市緑丘 2-2-27 2階	048-778-3531
身体障害者福祉センター ドリーム松原	蕨市錦町3-3-27	048-432-6760



障害者生活支援センター わかば	戸田市新曽1321-1	048-432-8197
戸田 障害者相談支援事業所 つばさ	戸田市上戸田5-7-3 サンローゼ戸田202号室	048-456-7801
しんあい相談 支援センター	川越市小仙波町 1-11-3	049-223-6165
障害者生活支援センター ともいき	川越市笠幡 1646-17	048-231-1422
障害者生活支援センター のびらか	川越市霞ヶ関北 4-22-26	049-234-0708
さぼっと	所沢市北原町932-1	04-2992-7888
地域生活支援センター ぽぷり	所沢市緑町2-21-2	04-2924-2255
障害者生活支援センター 所沢しあわせの里	所沢市 東狭山ヶ丘5-916-3	04-2921-5566
大樹の家生活支援室	狭山市狭山47-29	04-2955-2941
地域生活支援センター スペースきずな	狭山市鶉ノ木28-9	04-2900-3341
朝霞・志木 障害者相談支援事業所	志木市下宗岡 1-23-1	048-471-3311
ふじみ野市 障害者相談支援センター	ふじみ野市 大井中央2-2-1 ふじみ野市立 大井総合福祉センター 3階	049-266-1100

さかど療護園 相談支援サービスセンター	坂戸市 中小坂字神明80-2	049-289-0050
入間西 障害者相談支援センター	坂戸市浅羽779-4	049-283-4700
地域活動支援センター のぞみ	入間郡 毛呂山町毛呂本郷682	049-276-2088
総合福祉エリア 相談支援事業所	東松山市松山2183	0493-21-5570
ハロークリニック 相談支援室	東松山市大谷 1066-1	0493-39-4829
比企生活支援センター	東松山市大谷 4161-1	0493-39-2584
秩父障がい者 総合支援センター フレンドリー	秩父市中村町 3-12-23	0494-22-7785
秩父障がい者 総合支援センター フレンドリー（清心会）	秩父市中村町 3-13-23 秩父ふれあいセンター内	0494-22-7045
アクセス	秩父市寺尾1476-1	0494-24-1025
障害者生活支援センター さわやか	本庄市小島南2-4-9 障害福祉センター内	0495-25-5630
美里学園	児玉郡美里町 小茂田747-1	0495-76-0055
熊谷市 障害者生活支援センター	熊谷市宮町2-65	048-501-0439
地域生活支援センター 向陽	熊谷市石原519-5	048-599-2020

障害者生活支援センター はなぞの	深谷市小前田2691	048-584-2506
北埼玉 障害者生活支援センター	羽生市中央3-4-7	048-560-0294
北埼玉 障害者生活支援センター	羽生市上川俣 1486-1	048-560-3411
障害児(者) 生活支援ルーム とともに	春日部市中央 8-4-31	048-734-6955
医療法人社団双里会 相談支援事業所	春日部市大場 1564-1	048-733-6870
春日部市 障害者生活支援センター	春日部市大場 1288-1	048-737-3011
相談支援センターそうか 光生園	草加市柿木町 1215-1	048-936-5088
生活支援センター すすなり	草加市高砂 2-21-31	048-921-8581
埼玉南障害児(者) 療育支援センター	越谷市越ヶ谷4-1-1 越谷中央市民会館4階 第5相談室	048-960-7341
越谷市 障害者生活支援センター 苞	越谷市恩間181-1 北部市民会館1階	048-970-9393
越谷地域生活 支援センター有朋	越谷市七左町 4-100-4	048-985-3386
相談支援事業 八潮市生活支援センター あけぼの	八潮市鶴ヶ曽根1130	048-998-0852
障害福祉相談 支援センター パティオ	三郷市早稲田 1-17-6 松崎ビル102号	048-950-2136

社会福祉法人 蓮田市社会福祉協議会	蓮田市関山4-5-6	048-769-7111
蓮田市 障害者生活支援センター だいち	蓮田市黒浜1045-1	048-764-3881
埼玉葛北 障害者生活支援センター	久喜市青毛753-1 ふれあいセンター久喜内	0480-26-9753
埼玉葛北 障害者生活支援センター	久喜市青毛753-1 ふれあいセンター久喜	0480-26-4866
生活支援センター ベルベール	久喜市東5-30-1	0480-25-2755
ふれんだむ宮代	南埼玉郡 宮代町中央2-4-28 田口ビル1階、2階	0480-36-2600
埼玉葛北 障害者生活支援センター たいよう	南埼玉郡 白岡町小久喜450	0480-93-1101
ふれんだむ杉戸	北葛飾郡 杉戸町杉戸3-3-9	0480-33-5077
寄居町 障害者生活支援センター 「とも」	大里郡寄居町 藤田179-1	048-580-0215
相談支援センターわおん	桶川市坂田777	048-729-1195
吉川市 障がい者相談支援センター すずらん	吉川市吉川2-3-4 ロイヤルコーポ中村103号室	048-981-8510

□障害児等療育支援事業実施施設

名 称	所在地	TEL
総合療育センター ひまわり学園	さいたま市西区 三橋6-1587	048-622-1218
療育センターさくら草 (さいたま市在住の方のみ利用です。)	さいたま市桜区 田島2-16-2	048-710-5811
子ども発達センター ハローキッズ	東松山市大谷590	0493-39-1131
秩父市障がい者 総合支援センター フレンドリー	秩父市中村町 3-12-23 秩父市ふれあいセンター内	0494-22-7045
埼玉北 障害者生活支援センター	久喜市大字青毛 753-1 ふれあいセンター久喜内	0480-26-4866
光の家 地域相談室	毛呂山町毛呂本郷38	049-276-3116
川口市・鳩ヶ谷市 地域生活支援センター	川口市赤井1227	048-284-7122
障害者生活支援センター 歩歩	深谷市宿根1297	048-575-1115
埼玉南 障害児者療育支援センター	越谷市越ヶ谷4-1-1	048-960-7341
障害者生活支援センター さわやか	本庄市小島南2-4-9 障害福祉センター内	0495-25-5630
さぽっと	所沢市北原町932-1	04-2992-7888
みつばすみれ学園	志木市下宗岡 1-23-1	048-471-3139
北埼玉 障害者生活支援センター	羽生市中央3-4-7	048-560-0294
障害児(者) 生活支援ルームともに	春日部市中央2丁目 3-35-102	048-734-6955

障害者生活支援センター あげお	上尾市平塚820 埼玉県社会福祉事業団 あげお内	048-771-0576
生活相談支援センター しゃろーむ	鴻巣市鎌塚40-1	048-547-2099
そうか光生園	草加市 柿木町1215-1	048-936-5088

## 就労関係機関

### □障害者就業・生活支援センター

名 称	所在地	TEL
障害者就業・ 生活支援センター ZAC	東松山市小松原町 17-19	0493-24-5658
障害者就業・ 生活支援センター こだま	児玉郡美里町小茂田 756-3	0495-76-0055
埼玉北 障害者就業・ 生活支援センター	久喜市青毛753-1 ふれあいセンター久喜内	0480-21-3400

### □障害者就労支援センター

名 称	所在地	TEL
さいたま市障害者 総合支援センター	さいたま市中央区 鈴谷7-5-7	048-859-7266
ところざわ 就労支援センター	所沢市宮本町1-1-2	04-2921-9200

新座市障がい者 就労支援センター	新座市野火止1-1-1	048-477-1111
東松山市障害者 就労支援センター	東松山市小松原町 2-5-37	0493-24-5658
幸手市障害者 就労支援センター	幸手市天神島 1030-1	0480-43-6711
川越市障害者 就労支援センター	川越市笠幡4033-2	049-232-9950
秩父障がい者 就労支援センター キャップ	秩父市中村町 3-12-23	0494-22-2870
久喜市障害者 就労支援センター	久喜市青毛753-1	0480-21-3400
草加市障害者 就労支援センター	草加市高砂1-1-1	048-922-0151
越谷市障害者 就労支援センター	越谷市東越谷1-5-6	048-967-2422
蕨市障害者 就労支援センター	蕨市錦町3-3-27	048-432-6830
春日部市障害者 就労支援センター	春日部市樋堀369-1	048-752-7467
八潮市障害者 就労支援センター	八潮市鶴ヶ曾根 1686-2	048-998-3722
川口市障害者 就労支援センター	川口市西青木 5-2-43 クサカベビル	048-259-5571
上尾市障害者 就労支援センター	上尾市柏座1-1-5 (プラザ館5階)	048-767-8991
桶川市障害者 就労支援センター	桶川市坂田777	048-729-1255

熊谷市障害者 就労支援センター	熊谷市宮町2-65	048-522-7761
狭山市障害者 就労支援センター	狭山市入間川 3273-22	04-2954-8817
ふじみ野市障害者 就労支援センター	ふじみ野市大井中央 2-2-1	049-266-1186
飯能市障害者 就労支援センター	飯能市東町3-10 酒井ビル1階	042-971-3162

□公共職業安定所（ハローワーク）

名 称	所在地	TEL
川口公共職業安定所	川口市青木3-2-7	048-251-2901
熊谷公共職業安定所	熊谷市箱田5-7-2	048-522-5656
本庄出張所	本庄市中央2-5-1	0495-22-2448
大宮公共職業安定所	さいたま市大宮区 大成町1-525	048-667-8609
川越公共職業安定所	川越市豊田本277-3	049-242-0197
東松山出張所	東松山市上野本 1088-4	0493-22-0240
浦和公共職業安定所	さいたま市浦和区 常盤5-8-1	048-832-2461
所沢公共職業安定所	所沢市並木6-1-3	04-2992-8609
飯能出張所	飯能市双柳94-15	042-974-2345



秩父公共職業安定所	秩父市下影森 1002-1	0494-22-3215
春日部公共職業安定所	春日部市下大増新田 61-3	048-736-7611
行田公共職業安定所	行田市長野943	048-556-3151
草加公共職業安定所	草加市弁天4-10-7	048-931-6111
朝霞公共職業安定所	朝霞市三原1-3-1	048-463-2233
越谷公共職業安定所	越谷市東越谷1-5-6	048-969-8609

独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構

埼玉障害者職業センター

さいたま市桜区下大久保 136-1 TEL 048-854-3222

障害者雇用サポートセンター

さいたま市浦和区北浦和 5-6-5 浦和地方庁舎別館 1 階

TEL 048-827-0540

親の会などの連絡先および主な刊行物

社団法人埼玉県手をつなぐ育成会

所在地 さいたま市浦和区高砂2-15-3母子福祉会館内

連絡先 (TEL) 048-833-0444

主な刊行物 ・ 会報「やまびこ」

---

□埼玉県自閉症協会

所在地 春日部市大沼5-7グランドール上沖Ⅱ-102

連絡先 (TEL) 090-6144-2793

主な刊行物

- ・自閉症ガイドブックシリーズ①～④、別冊(海外の自閉症支援)
- ・啓発DVD「自閉症の子どもたち」－バリアフリーを目指して－

□NPO法人えじそんくらぶ

所在地 入間市豊岡1-1-1-924

連絡先 (TEL) 04-2962-8683

主な刊行物

- ・「あなたが変わると子どもが変わる」
- ・「実力を出しきれない子どもたち」
- ※「実力を出しきれない子どもたち」は、えじそんくらぶホームページから無料でダウンロードできます。

□埼玉親の会「麦」

所在地 さいたま市見沼区深作179 矢崎方

連絡先 (TEL・FAX)048-687-9435

主な刊行物

- ・「LD・ADHD・高機能自閉症とは?増補版」
- ・「発達障害サポート施設・団体紹介BOOK〈埼玉県版〉」

---

**執筆・監修**

東京学芸大学教授 太田 昌孝

(社) けやきの郷 知的障害者更生施設「初雁の家」  
施設長 久保 義和

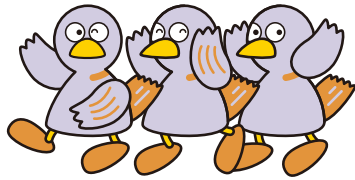
埼玉県発達障害者支援センター「まほろば」  
センター長 藤平 俊幸

<b>企画・発行</b>	埼玉県福祉部障害者福祉課 TEL 048-830-3567 FAX 048-830-4783
--------------	--

平成20年3月 第3版発行

---

このパンフレットは再生紙を使用しています。



©埼玉県 2005